

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

文化芸術創造都市づくり

2 地域再生計画の作成主体の名称

横浜市

3 地域再生計画の区域

横浜市の区域のうち西区、中区の一部（別紙区域図参照）

4 地域再生計画の目標

横浜市は、平成16年から文化芸術による創造都市の実現に取り組んでおり、この5年間で、東京藝術大学大学院の誘致をはじめ、「BankART1929（バンカート 1929）」や「急な坂スタジオ」など、NPO等と協力した歴史的建造物等の活用事業によって、アーティスト・NPOなどを集積してきた。こうした活動が、黄金町バザールなどの地元の人たちと連携したイベントにつながり、具体的な文化芸術による街づくりの方向性を形成している。

また、横浜開港150周年となる平成21年には、象の鼻地区の再整備にあわせて、文化観光交流拠点となる象の鼻テラスがオープンするなど、ソフト・ハード両面で都市の活性化が進んできた。

創造都市の推進には、歴史的建造物や倉庫、空オフィスなどの拠点となる施設が重要な役割を占めている。新港客船ターミナルをリノベーションした東京藝術大学大学院映像研究科の校地や新港ふ頭の仮設施設を活用して開催された横浜トリエンナーレ2008など、街の活性化につながった取組事例といえる。

今後は、横浜開港150周年を契機に、開港都市としての歴史や文化、ウォーターフロントといった横浜の魅力を活かしながら創造的な文化芸術活動を支えることで、都心臨海部の再生や「クリエイティブシティ・ヨコハマ」の多角的な展開をはかり、個性あふれるまちづくりや創造的産業支援につなげ、横浜の一層の活性化を進めていくこととしている。

そのため、多くの国有地・国有施設があり創造都市の重点地区でもあるみなとみらい21・新港地区、象の鼻・大さん橋基部、山下ふ頭などの地区を中心とした文化芸術活動の促進や整備を関係省庁の支援を受けながら進めていきたいと考えている。

文化芸術による創造都市を実現するため、次の4項目を目標に取り組む。

①アーティスト・クリエイターが住みたくなる創造環境の実現

文化芸術活動の担い手であるアーティスト・クリエイターが横浜に住み、創作し、作品を発表する場、さらにその作品を流通させる仕組みなどを整えることが重要である。BankARTや急な坂スタジオなど歴史的建造物等の一層の活用をはかり、横浜に集積してきたアーティストが住み続けることができる創造環境を実現していく。

②創造的産業支援による経済活性化

今後の成長が期待されているコンテンツ産業の誘致・集積のほか、横浜らしい創造的な産業とアーティストとのコラボレーションを進めることで、アーティストが参加しやすい経済環境を作り出し、横浜経済の活性化を図る。

③魅力ある地域資源の活用

横浜都心のウォーターフロントには、港を中心にして発展してきた成り立ちから、変化に富んだ魅力的なウォーターフロント空間が形成されている。また、博物館・美術館・ホール・観光拠点等の文化・観光集客装置が集積するとともに、多くの歴史的建築物が遺されており、横浜独自の都市景観を形成しているが、近年これらの歴史的建築物が急速に失われつつあり、その保全が急務となっている。貴重な地域資源である歴史的建築物を文化芸術活動の場として活用することによって、都市の再生・活性化を促す象徴的な空間にしていきたいと考えている。

④市民が主導する文化芸術創造都市づくり

価値観の多様化や自由時間の増加などによって、文化芸術に対する市民のニーズが高まっており、市民が主体となった文化芸術イベントの開催や、市民によるアーティストやクリエイターの支援活動が活発になってきている。こうした活動を行う市民やNPO を支援することによって、市民が主導する文化芸術都市づくりの実現を目指す。

数値目標

アーティスト・クリエイター数

平成17年 2,072人 ⇒ 平成22年 3,000人

創造的産業従事者数

平成18年 14,541人 ⇒ 平成23年 20,000人

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

非「成長・拡大」という時代認識の中、横浜の都心部は高いオフィス空き室率や歴史的資産の減少など、活力が失われた状況にあり、これらを解決していくには、今までとは違う新たな手法を検討する必要がある。横浜の開港以来の歴史や文化芸術を軸とした創造性をまちづくりや産業振興に生かし、ソフト施策とハード施策を融合させた「創造都市」施策によって都市の活性化をはかる。具体的に次の3つの戦略プロジェクトを実施する。

①『創造界限形成』

都心部の貴重な地域資源である歴史的建築物や倉庫、空きオフィス等を転用し、アーティスト・クリエイターが作品を創作し、発表し、滞在（居住）する三位一体の活動界限を形成する。

②『映像文化都市』

本市の良好な都市イメージ、東京都心部との近接性、IT関連産業をはじめとする既存の産業集積を活用し、映画、アニメ、ゲームソフトなど映像文化関係産業の誘致・振興、これを生かしたエンターテインメント産業などの集積促進を図り、新産業の創出や雇用の確保など経済の活性化を図る。特に、映像文化産業の振興に不可欠な人材育成機関、スタジオ、劇場、デジタルアーカイブなどの文化芸術関連施設の整備が重要と考えている。

本市では、東京藝術大学大学院映像研究科を都心臨海部に誘致し、平成17年4月に都心部の歴史的建造物である旧富士銀行に「映画専攻」を、同18年4月に新港客船ターミナルに「メディア映像専攻」を、さらに同20年4月に万国橋会議センターに「アニメーション専攻」を整備したことで映像研究科の3専攻が横浜にそろった。今後は、東京藝術大学との連携を一層深め、映像文化都市横浜の推進を図る。

③『ナショナルアートパーク』

横浜港開港150周年や、羽田空港の再拡張・国際化を踏まえ、横浜都心部のウォーターフロントにおいて、開港都市としての歴史や文化など、横浜独自の魅力や地域資源を生かしながら、質の高い都市空間や国際的な文化芸術拠点を整備し、国内外から多くの人々が集い、交流し、新たな文化を創造する場を整備する。

④『横浜トリエンナーレ』

都市型の国際的現代美術展としてはわが国最大の「横浜トリエンナーレ」の第4回展を新港ふ頭をメイン会場として開催することを予定している（平成23年9月中旬～12月中旬）。第3回展（平成20年9月13日～11月30日）では、入場者数約30万人、市民ボランティア1,510人の参加があった。メディアで1,233件取り上げられ、うち約165件は海外メディアであり国内外への創造都市横浜の発信という面で非常に大きな貢献をした。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

C3003 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成

①「特定プロジェクトチーム」を設置して取り組むべき課題

創造都市の推進には歴史的建造物や倉庫、空オフィスなど拠点となる都市の特徴的な施設が重要な役割を占めており、横浜トリエンナーレ2008の会場となった新港ふ頭の仮施設や東京藝術大学大学院映像研究科の校地として活用している新港客船ターミナルなども重要な拠点であり、これらの活動が街の活性化につながっている。

本市の更なる活性化に向けて、新たな拠点の開発と現在の拠点での活動を継続していくことが非常に重要な課題であると認識している。

特に、創造都市形成に向けた重点エリアであるみなとみらい地区・新港地区、象の鼻・大さん橋基部、山下ふ頭などの地区には多くの国有地・国有施設があるため、今後とも、これらの施設を活用した取組や、その文化芸術活用の促進や整備について、関係省庁のご支援を頂きたいと考えている。

一例としては、平成13年から開催している横浜トリエンナーレの最大の弱点は、毎回会場が異なるため、会場探しから始めなければならない、これに多大な時間と労力を裂いてしまうことにある。トリエンナーレは3年に一度行う現代美術の国際展であるにもかかわらず、2回展は17年と4年目の開催となった。

②「特定プロジェクトチーム」設置の必要性

創造都市の実現に向け、企業、各種団体および行政からなる「創造都市横浜推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、外部の意見を取り入れながら継続的かつ総合的に文化芸術による創造都市横浜の推進をはかっている。この協議会あるいは協議会の専門委員会である「創造都市横浜推進委員会（以下「委員会」という。）」の場に国の委員の参加を求め、地元や関連企業等と国の委員とが協議しながら事業の円滑な推進を図ることが必要である。

特に横浜トリエンナーレ2008の会場となった新港ふ頭は、平成21年度の横浜開港150周年記念イベント「開国博Y150」のメイン会場ともなっている。さらにこのイベント終了後には、横浜国際映像祭2009の会場となる地区でもあり、これらの開催を通じ、この地区はクリエイティブシティの代名詞となっている。今後も定期的に開催する横浜トリエンナーレ会場の定点化に向け、国の一層のご協力を願いたい。

委員としてご就任いただきたいと考えている方は、現段階では次の通りである。

- ・ 国土交通省関東運輸局
- ・ 国土交通省関東地方整備局

③取組により達成される成果

○円滑な施設活用による安定した横浜トリエンナーレの開催

3回展となる横浜トリエンナーレ2008は、平成20年9月13日から11月30日までの79日間、新港ふ頭仮設施設をはじめとする有料4会場において、約30万人の来場者を集めて、盛況のうちに終了した。

横浜トリエンナーレ2008の会場となった新港仮設施設を中心として、会場の定点化をすすめることにより、運営の安定化を図ることが期待できる。

○創造都市横浜の重点地区での事業展開

新港地区は前述のように、横浜トリエンナーレ2008、開国博Y150、横浜国際映像祭2009の会場となる地区でもあり、また、4月にはフランスのスペクタクル劇団による巨大蜘蛛によるパフォーマンスも行われ、これらの開催を通じ、新港地区はクリエイティブシティの代名詞となっている。新港地区の活用によりまち全体が劇場となり、「文化芸術創造都市・横浜」の国内外への発信につながり、横浜都心部の活性化が図られる。

5-3-2 基本方針に基づく支援措置によらない独自の取組

○横浜トリエンナーレ事業

わが国最大級の国際現代美術展。第一回展は平成13年に開催し、これまで3回開催。各回約80日間を会期とし、全世界から作家、誘客を図る、創造都市横浜のリーディング事業である。

○映像文化都市づくり

アジアの最新の映像作品を紹介するフェスティバルや映画祭等の開催により、最先端の情報を発信し、横浜がアジアにおける映像の拠点となることを目指す事業。開港150周年の年には、「映像文化都市・横浜」の新たな取組としてメディアアート、CG、アニメーション、映画、写真など様々な映像を対象とした「ヨコハマ国際映像祭2009」を開催。映画祭でもアニメーションフェスティバルでもないジャンルを超えた映像の祭典を目指す。

6 計画期間

認定の日から平成26年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後、次のとおり状況把握に努める。

アーティスト・クリエイター数

直近の国勢調査における西区、中区の数値を把握することにより、アーティストやクリエイター

の集積度合いの状況把握に努める。

創造的産業従事者数

直近の事業所・企業統計調査における西区、中区の数値を把握することにより、創造的産業従事者の集積度合いの状況把握に努める。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし